

## 再度お知らせ

☆更新時期が近づいて参りました☆

以下の認定証などの有効期間は 2024（令和 6）年 7 月 31 日までです。更新手続きは自動で行われるものとご家族様で申請を行わなければならないものがございます。新しい認定書などが届き次第、原本ではなくコピーでの提出をお願い致します。

1. 介護保険負担割合証 対象者 ⇒ 全員

○介護保険負担割合証は 7 月中に新しいものがご自宅へ届きます。

2. 介護保険負担限度額認定証 対象者 ⇒ 認定を受けている方

○介護保険負担限度額認定証は区役所から届きます更新申請書（既に取得されている方のみ）と必要書類をご用意の上、お早めに手続きをお願い致します。認定証の提出がない場合は 2024 年 8 月 1 日以降ご利用の食費・居住費の額が施設設定額（居住費 2500 円・食費 1660 円）となりますのでご注意ください。

3. 社会福祉法人による利用者負担軽減確認証 対象者 ⇒ 認定を受けている方

○社会福祉法人による利用者負担軽減確認証の対象となる方は毎年ご家族の方で更新手続きが必要になります。

◆令和 6 年 8 月より居住費の負担限度額が引き上げられます。（食費の負担限度額は変更ありません）

●第 1 段階 現 820 円 → 新 880 円

●第 2 段階 現 820 円 → 新 880 円

●第 3 段階（1） 現 1310 円 → 新 1370 円

●第 3 段階（2） 現 1310 円 → 新 1370 円

## ◆美容について◆



7 月の美容は、第 1 火曜日・第 2 火曜日・第 3 木曜日の 3 回となります。1 日辺りの人数の上限がありますので、事前申し込みのご協力をお願い致します。美容当日のお申込みは、人数の上限がありますのでお受けできない場合もございます。予めご了承ください。また、事前に申し込みする場合でも必ず入所時連絡表にカット希望の有無の記載をお願い致します。髪形や長さなどについてはお申し込み時に担当相談員（渡辺・片山）までお願い致します。

◆7 月美容日◆ 7/2（火）・7/9（火）・7/18（木）

## ☆ユニットレク☆



おやつシフォンケーキにきれいなフルーツをトッピング♪器やフォークもカラフルな物を用意しました。楽しいおやつ時間を皆様と過ごしました♪



## 【ご覧ください】



左記 QR コードから、恒春の丘ホームページが閲覧できます。

閲覧が出来ない時には【恒春の丘ホームページ】と直接入力すると、インターネットで確認できます。

Twitter も随時更新しておりますので、ぜひ検索してみてください。

